入札監理小委員会における審議の結果報告

農業物価統計調査・内水面漁業生産統計調査

農林水産省所管の農業物価統計調査及び内水面漁業生産統計調査に係る業務については、第72回官民競争入札等監理委員会において、平成23年11月から農業物価統計調査は3年5ヵ月間、内水面漁業生産統計調査は2年10ヵ月間の契約により、民間競争入札の落札者による事業を実施する計画(案)が了承されたところである。

これに基づいて農林水産省から提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

○ 入札参加資格について(実施要項11頁)

【論点】

検討会(実施要項の策定等のため農林水産省が開催)の構成員である外部 有識者と利害関係を有する事業者でないことを入札参加資格としているが、 「利害関係」とは何かを明確にすることが必要ではないか。

【対応】

入札参加資格を明確に規定する観点から、過去の事例も踏まえ、「利害関係を有する事業者」を、「資本若しくは人事面において関連のある事業者」と修正した。

<u>〇 情報の開示について(実施要項24、28頁(農業物価)、23、25頁</u> (内水面))

【論点】

従来の実施に要した経費のうち、委託費については、平成21年度までは 調査協力謝金のみ、22年度以降は民間競争入札により実施した委託費(調 査協力謝金を含めた業務全体の費用)であるなど、追加した22年度業務に 係る内容をわかりやすく記載することが必要ではないか。

【対応】

委託費については、計上した内容の違いが明確となるよう、「調査協力謝金」と「民間事業者委託費」に区分して記載した。このほか、オンライン調査の実施時期を追加するなど、22年度業務の内容を丁寧に記載した。

O その他

事業の評価を踏まえ、契約期間の延長や情報開示の充実、オンライン調査の導入促進に向けた提案を求め、落札者決定に当たっての評価項目として追加するなどの修正を行った。また、実施要項作成の指針や他の統計調査業務の実施要項の内容を踏まえ、業務の引継ぎや民間事業者との連携について明記するなど、現行事業の実施要項から内容の充実を行った。

以上